福井市高齢者を守る住まいの防犯対策等支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内在住の高齢者世帯が、居住する戸建て住宅に実施する防犯対策に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、犯罪被害を未然に防止することを目的とする。

２　補助事業の実施に関しては、福井市補助金等交付規則（昭和４８年５月１５日規則第１１号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市の住民基本台帳に記録された住所に現に居住している者

(2) 申請日時点で６５歳以上の高齢者のみが居住する世帯で、市内に存する戸建て住宅の使用者

(3) 第３条各号で掲げる補助対象事業を行った者

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者から除外する。

(1) 本市の市税の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号の暴力団及び同条第６号の暴力団員

(3) 住宅等の売買を目的として補助対象事業を実施する者

（補助対象事業）

第３条　補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、現に居住する住宅等で行う、次に掲げる防犯対策とする。

(1) 防犯カメラの設置のうち、次に掲げる事項を満たすもの

ア　設置場所が住宅等の敷地内であること。

イ　撮影範囲が住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ていること。

(2) 人感センサーライトの設置

(3) 録画機能付きインターホンの設置

(4) 防犯フィルムの設置

(5) 防犯性の高い錠・補助錠の設置

２　補助対象事業は、市内で営業する事業所、販売店等が施工し、又はこれらから購入したものである場合に限るものとする。

３　第三者から借り上げた戸建て住宅に居住している者が防犯対策を行おうとするときは、所有者の同意を得るものとする。

（補助対象経費）

第４条　補助金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 市長が別に定める期間（以下「補助対象期間」という。）に購入した前条各号に定める防犯対策に係る器具等の購入に要する経費

(2) 前号に規定する器具等の設置に要する経費であって、補助対象者が補助対象期間に設置事業者等に支払ったもの

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条各号に規定する経費を合算した額に３分の２を乗じて得た額（その額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、２万円を上限に交付する。ただし、補助対象経費が１,５００円未満の場合は、補助金を交付しない。

２　補助対象者が自ら設置、取付け、交換をおこなった場合は、これらに要した経費は補助対象経費としないこととする。

（補助の制限）

第６条　補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。ただし、前条第１項において、交付申請を受けた補助金額の合計が、補助金交付のための予算額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

２　補助金の交付回数は、１世帯につき１回とする。

３　前項の規定にかかわらず、同一敷地内に複数の住宅等が存する場合においては、当該敷地に対して１回とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、福井市高齢者を守る住まいの防犯対策等支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める提出期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容、設置年月日又は購入年月日、領収金額、領収年月日、並びに事業所等の名称、所在地等が記載された領収書その他の書類又はその写し

(2) 補助対象事業の実施内容が分かる写真

(3) 申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

(4) 第三者から借り上げた戸建て住宅に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅の所有者の同意書

(5) その他市長が必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、申請者は、同項の申請書兼請求書及び添付書類について、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。

（交付決定及び通知等）

第８条　市長は、前条により申請を受けた際は、受付を先着順に行い、その内容を審査する。ただし、第６条第１項において、受付を終了した場合は、審査しない。

２　同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

３　補助金を交付することを決定した際は、福井市高齢者を守る住まいの防犯対策等支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知し、速やかに申請書に記載された金融機関の口座に振り込むこととする。

４　補助金を交付しないことを決定した際は、福井市高齢者を守る住まいの防犯対策等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

５　市長は、第３項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第９条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）補助決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

（３）本事業に係る市の指示に従わなかったとき。

（４）交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

２ 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに福井市高齢者を守る住まいの防犯対策等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

２　前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（調査等）

第１１条　市長は、必要と認める場合は、補助金が交付された補助対象事業について調査を行い、又は申請者若しくは関係者から報告を求めることができる。

（免責）

第１２条　市長は、この補助金交付申請に関して申請者と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。